

●香川県教育委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項、香川県都市公園条例（昭和39年香川県条例第20号）第14条の2第2項及び香川県スポーツ施設条例（昭和39年香川県条例第26号）第6条第2項の規定に基づき、平成19年12月14日指定管理者を次のとおり指定した。

平成19年12月21日

香 川 県 教 育 委 員 会

公の施設の名称	指定管理者の名称及び主たる事務所等の所在地	指定の期間
香川県総合運動公園	スポーツパーク パートナーズKAGAWA 日本体育施設株式会社 高松市造園事業協同組合 鹿島建物総合管理株式会社 東京都中野区東中野3丁目20番10号 (県内事業所 高松市塩上町1丁目3番6号)	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで
香川県立総合水泳プール	四電ビジネス・シンコースポーツグループ 四電ビジネス株式会社 シンコースポーツ株式会社 高松市丸の内2番5号	平成20年4月1日から 平成25年3月31日まで